

# 目 次

## 【地域防災計画～基本・風水害対策編】

<b>第1章 総 則</b>	1
第1節 計画の方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の体系及び位置付け	1
第3 計画の構成及び内容	1
第4 計画の修正	2
第5 細部計画の策定	2
第6 計画の習熟	2
第2節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	2
第1 基本理念	2
第2 基本原則	3
第3節 処理すべき事務又は業務の大綱	4
第1 本市	4
第2 県	4
第3 県警察	4
第4 指定地方行政機関	5
第5 自衛隊	5
第6 指定公共機関	5
第7 指定地方公共機関	5
第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	5
第4節 本市の概況	6
第1 自然的条件	6
第2 都市的条件	9
第5節 災害の想定	10
第1 台風や豪雨等による風水害	10
第2 地震による災害	10
第3 大規模な事故等による災害	10
<b>第2章 災害予防計画</b>	11
第1節 方 針	11
第1 計画及び事業推進	11
第2 市民と行政が一体となった取組	11
第2節 風水害予防計画	13
第1 洪水予防対策	13
第2 高潮・津波災害の予防対策	18
第3 内水氾濫・滞水予防対策	20
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策	21
第5 風害予防対策	24
第6 雪害予防対策	25
第7 道路における災害の予防対策	26
第8 地下空間における災害の予防対策	26
第9 ライフラインにおける災害の予防対策	26
第10 孤立集落における災害の予防対策	27
第3節 火災予防計画	27
第4節 都市の防災構造化の推進	28

第1	不燃建築物の建築促進	28
第2	都市計画道路の整備	28
第3	公園緑地の整備	28
第4	安全・安心な居住環境の確保	28
第5節	防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	29
第1	防災拠点施設等の機能確保	29
第2	防災施設の整備	30
第3	防災設備の整備	31
第4	防災資機材等の整備・調達	31
第5	消防力等の整備	31
第6節	避難体制の整備	31
第1	避難場所等の確保	31
第2	避難場所等の定義	31
第3	避難場所等に必要機能	32
第4	避難場所等の基準	32
第5	浸水（洪水、内水、高潮、津波）からの住民の避難	34
第6	自主避難の際の避難先	34
第7	多様な避難所の確保	34
第8	指定緊急避難場所等の開錠	35
第9	指定避難所等の防災機能の強化	35
第10	避難誘導體制の確立	35
第11	避難情報を住民の避難行動につなげるための取組	35
第12	住民への周知	36
第13	避難体制整備の推進	36
第7節	防災教育・訓練及び調査研究	60
第1	防災知識の普及	60
第2	防災訓練の実施・指導	62
第3	防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への配慮	63
第4	災害教訓の伝承	63
第5	防災に関する調査研究	64
第6	罹災証明書交付体制の整備	64
第8節	自主防災体制の整備	64
第1	自主防災組織の実践活動の促進	64
第2	地区防災計画作成の促進	66
第3	少年消防クラブ等の育成指導	66
第4	消防団の充実強化	66
第5	自主防犯組織の育成強化	67
第6	企業防災活動の促進	67
第9節	要配慮者に係る災害の予防対策	68
第1	要配慮者の現況	68
第2	要配慮者に係る災害の予防対策	69
第3	避難行動要支援者に係る支援体制	70
第10節	災害ボランティア活動の環境整備	72
第1	広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置	72
第2	広島県社会福祉協議会との連携	72
第3	災害ボランティアの受入体制	72
第4	災害ボランティアの安全確保	72
第5	災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等	73
第6	専門ボランティアの登録制度及びNPO・ボランティア団体の情報把握	73

第7	ボランティア保険制度	73
第11節	帰宅困難者対策	73
第12節	安否確認対策	74
第13節	広域的な受援体制の整備	74
第14節	業務継続計画の策定	74
第15節	廃棄物・土砂の処理体制の整備	74
第1	災害廃棄物処理計画の策定	74
第2	ごみ及びし尿の処理体制の整備	74
第3	災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備	75
第16節	市域外からの避難者受入体制の整備	75
<b>第3章</b>	<b>災害応急対策</b>	<b>76</b>
第1節	方針	76
第2節	災害応急組織の編成・運用	76
第1	本市の災害応急組織	76
第2	勤務時間外における初動体制の確保	77
第3	注意体制	77
第4	警戒体制	78
第5	災害警戒本部	80
第6	災害対策本部	85
第7	職員の動員	106
第8	本部及び区本部間の相互応援	109
第3節	情報の収集及び伝達	111
第1	情報の収集・伝達体制	111
第2	気象情報等の収集及び伝達	116
第3	災害情報の収集・伝達及び報告	145
第4節	災害広報・広聴の実施	162
第1	広報活動	162
第2	報道機関への情報提供	163
第3	広聴活動	163
第4	広報・広聴状況の報告	163
第5節	避難対策	163
第1	注意喚起	163
第2	高齢者等避難	164
第3	避難指示、緊急安全確保	164
第4	避難誘導	167
第5	避難路の確保	167
第6	指定緊急避難場所等の開設等	168
第7	警戒避難体制に基づく避難対応	168
第8	市域外への避難者の受入要請	169
第9	指定避難所の開設・運営	169
第6節	食品・生活必需品の給与等	171
第1	救援物資の取得	171
第2	救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	173
第3	炊き出しその他による食品の給与	174
第4	被服、寝具その他生活必需品の給与等	174
第7節	給水及び上水道施設応急対策	175
第1	災害発生時の連絡系統	175
第2	組織及び体制	175

第3	給水対策	177
第4	施設の応急対策	178
第5	水質事故対策	179
第8節	停電応急対策	180
第1	停電状況等の情報収集及び伝達	180
第2	公共施設の機能確保	180
第3	応急給水活動	180
第4	交通輸送機能の確保	181
第5	通信機能の確保	181
第6	医療機関の機能確保	181
第7	要配慮者対策	181
第8	衛生対策	181
第9	廃棄物・土砂の処理対策	182
第10	文教対策	182
第11	消防・救急救助体制の強化	182
第12	食料品・生活関連用品の確保	182
第13	支援協力の実施	182
第14	広報・広聴活動	182
第9節	消防活動対策	182
第10節	水防活動対策	183
第11節	救難対策	183
第1	被災者の救出	183
第2	安否不明者への対応	183
第3	水難救助の措置	183
第12節	医療・救護対策	184
第1	医療救護対策部の設置	184
第2	医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供	184
第3	医療救護班等の編成及び活動	184
第4	災害拠点病院	187
第5	DMA Tの派遣要請及び活動支援	187
第6	D P A Tの派遣要請及び活動支援	187
第7	こども支援チームの派遣要請及び活動支援	187
第8	医療機関等への応援要請	187
第13節	保健衛生対策	189
第1	保健衛生対策部の設置	189
第2	被災者の健康管理	189
第3	被災地域の生活衛生指導	190
第4	特定動物の監視	192
第5	愛護動物の保護管理	192
第14節	遺体の捜索・収容及び火葬等対策	193
第1	遺体の捜索	193
第2	遺体安置所の開設・管理運営	193
第3	遺体の検案	194
第4	遺体の搬送	194
第5	遺体の火葬	194
第15節	廃棄物・土砂の処理対策	195
第1	特別清掃対策部の設置	195
第2	ごみ及びし尿の処理対策	195

第3	災害廃棄物及び土砂の処理対策	198
第4	有害物質の飛散等防止対策	198
第16節	下水道施設応急対策	199
第1	下水道対策部の設置	199
第2	施設の応急対策	199
第3	下水の樋門の操作	199
第17節	輸送対策	200
第1	道路交通応急対策	200
第2	海上交通応急対策	217
第3	緊急輸送対策	218
第18節	警備対策	221
第1	災害警備体制	221
第2	災害警備活動	221
第19節	住宅等応急対策	222
第1	応急仮設住宅の調達・供給体制の整備	222
第2	応急仮設住宅の建設	222
第3	応急仮設住宅等の供与	223
第4	住宅の応急修理	223
第5	被災建築物に関する指導・相談	224
第6	被災宅地危険度判定	224
第20節	公共施設等応急対策	225
第1	応急対策の実施	225
第2	情報の収集及び連絡	225
第3	市民への広報等	225
第4	避難所としての対応	225
第21節	文教対策	226
第1	文教対策部の設置	226
第2	学校教育における応急対策	226
第3	社会教育における応急対策	229
第22節	応急公用負担	230
第1	公用負担命令権限の委任	230
第2	公用負担命令の行使	230
第3	応急措置の実施	230
第23節	災害時における要配慮者等への避難支援等	232
第1	要配慮者の安否確認と要望の把握	232
第2	緊急援護の実施	235
第24節	災害救助法の適用等	235
第1	災害救助法による応急救助	235
第2	小規模・中規模災害時の応急救助	238
第25節	応援要請及び協力要請	239
第1	公共的団体等への協力要請	239
第2	広島市災害応急対策に係る協力事業者への応援要請	246
第3	指定行政機関及び指定公共機関等への協力要請	246
第4	他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）	247
第5	自衛隊への災害派遣要請	248
第6	緊急消防援助隊への応援等要請	251
第26節	災害ボランティアの受入	252
第1	市（区）災害ボランティア本部（センター）の設置	252
第2	広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携	252

第3	受付窓口の設置	252
第4	災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	253
第5	海外からの支援の受入	253
第27節	区の応急対策	253
第1	活動方針	253
第2	活動体制	253
第3	被害情報の収集・連絡	253
第4	災害広報・広聴	253
第5	避難対策	256
第6	応急救助活動	256
第7	応急復旧活動	258
第8	緊急輸送	258
第9	応援要請	258
第10	区応急対策実施計画の策定	258
<b>第4章</b>	<b>災害復旧・復興計画</b>	<b>259</b>
第1節	目的	259
第2節	復旧・復興の基本方向の決定	259
第3節	復旧・復興計画	259
第1	基本姿勢	259
第2	災害に強い都市構造の形成	259
第4節	生活援護計画	260
第1	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	260
第2	被災者に対する支援	260
第3	被災者等に対する生活相談	262
第4	災害弔慰金・見舞金等の支給	263
第5	被災者生活再建支援金の支給	265
第6	貸付制度等	266
第7	市税の減免等	267
第8	住宅復旧融資等	269
第5節	企業等援護計画	270
第1	農林漁業関係の融資	270
第2	中小企業関係の融資	273
第6節	義援金の受入・配分計画	274
第1	義援金の受入の決定	274
第2	義援金の受付及び保管	274
第3	義援金の配分	275
第4	他の市町村が被災した場合の措置	275
第7節	公共施設災害復旧計画	275
第1	基本方針	275
第2	復旧計画	276
第8節	罹災証明書の交付	277
<b>第5章</b>	<b>公益事業等防災計画</b>	<b>278</b>
第1節	電力施設（中国電力ネットワーク株式会社広島ネットワークセンター・広島北ネットワークセンター・中国電力株式会社西部水力センター）	278
第1	事業所の現況	278
第2	災害対策組織	278
第3	情報連絡体制	278
第4	防災業務施設および設備の整備	278

第5	風害予防対策	279
第6	浸水予防対策	279
第7	停電応急対策計画	280
第8	災害広報・広聴計画	280
第9	応急復旧活動	280
第10	広島市との連絡体制	281
第2節	ガス施設（広島ガス株式会社）	286
第1	ガス施設の現況	286
第2	防災措置	288
第3	地震災害への対応	288
第3節	電信電話施設	
	（西日本電信電話株式会社広島支店、株式会社N T T ドコモ中国支社）	293
第1	防災組織	293
第2	応急対策	293
第3	広島市災害対策本部との連携	294
第4	情報ネットワークの整備	294
第4節	交通輸送施設	296
第1	西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部	296
第2	日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店	302
第3	広島高速交通株式会社	305
第4	日本通運株式会社	311
第5	広島電鉄株式会社	314
第6	広島バス株式会社	321
第7	広島交通株式会社	322
第8	瀬戸内海汽船株式会社	326
第9	広島ヘリポート管理事務所	329
第5節	放送機関	337
第1	日本放送協会広島拠点放送局	337
第2	株式会社中国放送	339
第3	広島テレビ放送株式会社	339
第4	株式会社広島ホームテレビ	345
第5	株式会社テレビ新広島	348
第6	広島エフエム放送株式会社	351
参考	風水害等対策の時系列一覧表	353